

令和4年宇治田原町総務建設常任委員会

令和4年12月12日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第49号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

議案第53号 宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第54号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第57号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について

議案第56号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○まちづくり推進課所管

- ・令和4年度第2回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果について
- ・新名神高速道路建設事業等の進捗について

○上下水道課所管

- ・国道307号（城山大橋東詰）送水管漏水事故について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	10番	原田周一	委員
副委員長	6番	宇佐美まり	委員
	1番	山内実貴子	委員
	7番	藤本英樹	委員
	8番	今西利行	委員
	12番	浅田晃弘	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	廣島尚夫君
総務課課長補佐	西尾岳士君
企画財政課長	村山和弘君
企画財政課課長補佐	中地智之君
税住民課長	廣島照美君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	市川博己君
まちづくり推進課 課長補佐	岡崎一男君
産業観光課長	田村徹君
産業観光課課長補佐	植村和仁君
上下水道課長	下岡浩喜君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
上下水道課課長補佐	森本崇嗣君
上下水道課課長補佐	石田隆義君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	重富康宏君

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、おはようございます。

今日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただきありがとうございます。

去る12月5日でしたか、会議の席上、総務建設常任委員会の委員長に、私、原田が、また、副委員長に、宇佐美委員が就任することになりました。これからの委員会運営につきまして、皆様方のご協力よろしくお願ひしたいと思います。

特に、委員の皆さんにつきましては、あくまで住民代表ということの意識をお持ちになりまして、活発な審査をお願ひしたいのと同時に、また、当局におかれましては、より詳細な簡潔な説明と資料の提供をお願ひいたしまして、これからの委員会運営に当たりましての、就任に当たっての私からの挨拶といたします。

また、副委員長の宇佐美委員のほうから一言、お願ひいたします。

○副委員長（宇佐美まり） 改めましておはようございます。

副委員長に選任されました、宇佐美でございます。

原田委員長を補佐し、円滑な進行に努めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（原田周一） 本委員会は、12月5日の開会日に上程され、付託されました議案第49号、議案第53号、議案第54号、議案第56号及び議案第57号の5議案の付託議案審査並びに各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確認お願ひいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願ひいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等ありましたら、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

今日は、12月議会の定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

今、原田委員長のほうからもご挨拶ございましたけれども、12月5日の日に議会の構成替えをされる中で、今度新しく総務建設常任委員会の委員長には原田委員長、また、副委員長には宇佐美副委員長ということで、また、委員長、副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

また、今も委員長のほうからございましたように、町といたしましても、普段いろいろと大変お世話になっている議員さんでございますけれども、また、構成替えになりますので、また違った状況のもとで拜命させていただくわけでございますけれども、しっかりとした説明なり、また、いろんな事例においてはご相談も申し上げながら、今後進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、その5日の日に、今度新しく第36代の議長ということで、浅田議長さんが新議長さんになられまして、副議長さんには山内副議長さんということで、そのもとで各議員の皆さんには引き続き住民の皆さんのために、何とぞご奮闘いただきますよう、心からお祈りとお祝いを申し上げたいというふうに思います。

今年もあと20日で、もういよいよ終わりというようになってまいりましたけれども、日ごとに非常に寒さが厳しくなっておりますので、委員の皆さんにおかれましては、本当にお体には十分に大事にさせていただいて、また引き続きご活躍をいただきたいというふうに思っているところでございます。

そういった中で、新型コロナウイルスもずっとこの間、町といたしましても、感染予防の対策を講じているわけでございますけれども、先週、宇治田原小学校で1学年1学級で学級閉鎖をさせていただきまして、今日から無事に登校をさせていただいたわけでございますけれども、今、特に保育園の中では園児に感染者は0名と。それから、小学校におきましては7名、また、中学校においては2名、こういった状況でございます。その辺を早く情報をこうして周知し、またチェックする中で、早いうちの対応が非常に大事なかなと思っておりますので、引き続き気を緩めることなく対応してまいりたいというふうに思っております。

また、ワクチンの接種でございますけれども、昨日も16歳以上の202名の方に予防接種させていただきまして、そして、12歳から15歳の生徒さんを中心に18名の方に接種をさせていただきまして、この次また、12月24日に次の予防接種を用意しておりますので、随時予防接種を接種いただいて、そして、感染予防にしっかりと対応していただくように、町としても努めてまいりたいというふうに思っております。

そういった中で、今日は12月12日ということで、全国的には漢字の日というように言われていまして、いい字一字という漢字一文字の日ということで、清水寺でどのような今年の世相の漢字が出るかというのは、まだ情報は出ておりませんが、私、個人的には、今年は本当に「命」の年やったかなというふうに思っております。

2月には、ロシアのウクライナへの軍事侵攻が始まり、本当に尊い命がなくなり、また、夏場には風水害があり、そして命がなくなる。また、保育園の園児を車の中で置き去りにするという本当に痛ましい、こういったことが起こったと。また、宇治田原町においては、前谷口議長さんが突然あのような形になられたということで、今までないようなことが起こっている中で、私、個人的には、今年は「命」という字が今年にふさわしいのかなというふうに私は思っております。そうしたことで、本当に体とかいろんな面においても、十分に気をつけていただいて、対処していただきたいというふうに思っているところでございます。

そういった中で、今日は、常任委員会の中では付託議案の審査が5件ございまして、また後ほど提案説明させていただきますので、ご審査をいただきましてご可決賜るようお願いしたいというふうに思っております。

また、各課のほうから所管事項の報告をさせていただきますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます、少し開会の時間が長くなりましたけれども、大変またお世話になりますけれども、どうぞよろしくようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ委員長、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は5名でございます。

また、この委員会には、浅田議長がオブザーバーとして出席されておりますので、今後ともこの委員会には議長がオブザーバーとして出席されますので、ご承知おきください。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第49号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、皆様方、改めましておはようございます。

そうしましたら、総務課所管ということで、議案第49号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例ということで、概要案を用いましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、趣旨といたしましては、新型コロナウイルスの感染症への対応ということで、対面支援の見直しなどを踏まえた中で、申請書類の押印についても見直しということで、住民の負担軽減とか行政サービスの効果的、効率的な提供をしていきたいということで、押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備を行いたいというものでございます。

2番目に方針といたしましては、申請等に係る押印見直しの方針を作成して、それに基づき、全庁的に洗い出しというのを行いました。

1つ目は、廃止が可能なもの（支障がないもの）について、押印を廃止していきたいと。

2つ目には、押印を廃止することが可能な手続ということで、参考に上げておりますけれども、イベントとか施設の使用の申込みとか、あと、添付書類等により提出本人と確認・推定できるような手続については廃止をしていきたいと考えております。

引き続き押印を求める手続ということで、例えば実印とか委任状、同意書、契約書類、こういったものについては引き続き押印を求めていき、今後、国や府とかの動向を注視しながら検討していきたいということで、こういった2つの見直し基準を策定しまして、この今言いましたⅡの（1）、（2）とありますこれらの方針により、洗い出しさせていただいた結果、例規として条例、要綱、規則など、いわゆる例規システムに搭載してある658の例規を、今言いました方針に基づきまして見直した結果、この3番目の改正条例ということで5本の条例を改正させていただきたく、上程をさせていただいたところでございます。

また、この下には、なお、150件の規則等とありますけれども、この議会の議決の必要がない要綱とか規則につきましても、先ほど言いました658の例規のうち、約150件の規則等につきましても洗い出しを行ってございまして、これらにつきましても整備をさせていただいて、同じく押印を廃止できるものはしていきたいということで、今、進めておるところでございます。

これにつきましては、これらの条例を可決いただいた後には、令和5年4月1日より押印の見直しをしていきたいということで、今後はホームページ等により周知をしていって、全庁的に廃止をしていきたいと考えておるところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○委員長（原田周一） ただいま説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手お願いいたします。山内委員。

○委員（山内実貴子） 今、押印の見直しということはずっと言われていて、住民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供ということで、先ほど658の例規の見直しと、そのうちの150件の規則等にもというお話があったんですけれども、今、進捗的にはどれぐらい進んでいるのかというの分かるものでしょうか。

○委員長（原田周一） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 今、この条例案を上程させていただいたところですが、一応内部的には、今言いました658の例規があつて、それらの中で、今どういったものが廃止できるかということ各課に、内々ですけれども、投げているような状況でございます。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） デジタル化ということもあつて、だんだんに進んでいくということで、ただ判を押すということだけじゃなくて、デジタル押印というんですか、そういうこととかも含めて、最終的にはどれぐらいまでをめどにそういうことが進んでいくのでしょうか。

○委員長（原田周一） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 今おっしゃっていただきましたデジタル押印的なところ、今これにつきましては庁舎内、庁舎でのこっこのほうの職員側というんですか、役場内の関係の押印の手続を見直す、廃止していくということで、一応こちらのほうにつきましては、この年度内5年3月31日までにはこれを完了したいと。それで、4月から施行していきたいと考えておるところでございます。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 住民への周知は、広報紙、またホームページによりというふうに書いてあるので、しっかり周知していきながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑はございませんですか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） ないようですから、これにて質疑は終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 異議なしと認めます。

採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(原田周一) 挙手全員。よって、議案第49号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長(青山公紀) それでは、続きまして、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例ということで、これにつきましても、この概要版を用いさせていただきます。ご説明させていただきます。

まず、1点訂正をお願いします。申し訳ございません。

大きい2番の改正内容、その(2)選挙運動用ビラの作成というところで表があると思うんですけども、その表の一番右側、改正単価7円73銭/日、日が入っていると思うんですけども、枚の間違いでございます。すみません、以後気をつけさせていただきます。すみません、訂正のほうをよろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきたいと思います。

まず、趣旨といたしましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、国政選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額の引上げが行われたということから、本町の町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額につきましても、国政選挙に準じて同様の改定をさせていただきたいというものでございます。

改正内容といたしましては、2番目、改正内容、(1)選挙運動用自動車の使用で、(2)選挙運動用ビラの作成、そして、(3)選挙運動用のポスターの作成ということで、これらのそれぞれの現行単価は改正単価のほうに改正されるということでございます。

施行につきましては、公布の日から施行するというように考えております。今後、国において改正等もあるかもしれませんが、通常でいきますと、令和6年11月の



町議会議員の選挙から適用するということになります。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第53号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第53号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。広島税住民課長。

○税住民課長（広島照美） それでは、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明させていただきます。

説明につきましては、資料、概要のほうをご覧くださいながら説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目ですけれども、趣旨につきましては、印鑑登録証明書については、町印鑑条例に基づきまして印鑑登録証を添えて申請することにより取得できることとなっておりますが、令和5年3月開始予定のコンビニ交付では、申請者が個人番号カード、マイナンバーカードに搭載されている個人認証機能を利用しまして、コンビニで印鑑証明書を取得できるようになることから、コンビニ交付実施のために必要な改正を行うものがございます。

2つ目の改正内容、主なものをご説明申し上げます。

(2) をご覧いただきたいんですけども、個人番号カードを利用することにより、多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができるという内容の1条を加えるものでございます。

3つ目のコンビニ交付についてでございますが、(2) をご覧ください。

全国約5万6,000のコンビニエンスストア店舗、全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、また、スーパーでしたら多機能端末機設置のイオンであったり、平和堂、町内ではセブン-イレブンとローソンで証明書の取得が可能となります。

利用開始予定ですが、令和5年3月を予定しております。

4つ目の施行期日でございますが、3月中に利用開始予定であるため、実施日が確定すれば、別途、規則で定め、施行予定としております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） それでは、何点かちょっとお聞かせいただきたいと思います。

まず、1点、今回、印鑑証明なりを発行するには、マイナンバーカードが必要やいうことなんですけれども、本町のマイナンバーカードの普及率はどれぐらい、今進んでいるんでしょうか。

○委員長（原田周一） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 本町のマイナンバーカードの交付率でございますが、令和4年11月末時点で53.6%となっております。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） この数字、国全体よりも上ですよ。

○委員長（原田周一） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 説明が少し、すみません、不足しておりました。

令和4年11月末時点での全国の交付率につきましては53.9%で、町村の交付率、全国平均の交付率につきましては52.5%となっております。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） ありがとうございます。

そうしたら、あと次に、この印鑑証明1通当たりの手数料というのは、窓口で交付を

受けるときとコンビニで受けるときと、同額になるんですか。

○委員長（原田周一） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 今現在、窓口での手数料につきましては、1件当たり300円というふうになっております。

庁舎内で検討はさせていただいたんですけれども、近隣でいいますと、今現在、コンビニ交付を実施されている市町村のほとんどが窓口と同額、近隣の状況を見ますとそういう状況になっているところでありまして、近隣では1市だけが窓口よりも50円下げおられるようなところもございますが、本町は同額で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 分かりました。

全国的には、何かよくコンビニのほうが安いというところが多いみたいですが、今後は利用者が多いようやったら、その辺をまた検討いただけたらと思います。

あと最後に、住民への告知というのは多分ホームページとか町民の窓とかになると思うんですけれども、かなり制度的には便利になると思いますので、その辺りもう一工夫、何か考えておられることとかはありますでしょうか。

○委員長（原田周一） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） やはり、コンビニ交付が始まった当初は、どこの市町村も交付率は低いような状況があります。

認識していただくことでどんどんやっぱり便利だなということで、取得される方も増えてくるような状況がございますので、町としてもしっかり周知はしてまいりたいと考えております。

今、藤本委員がおっしゃったような広報紙であったり、あとはホームページであったりはもちろんですが、ちょっとまたそこら辺は、今後しっかり周知できるように検討してまいりたいと考えております。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 本当に住民の方にとっては便利になる制度ですんで、しっかり広報して普及のほうに努めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑は。山内委員。

○委員（山内実貴子） 今、藤本委員が大体は聞いてくれはったんですけれども、マイナ

ンバーカードはやっぱり大事になってくると思うんです。今、本当に連日、申込みに来られているなどと思って見ているんですけども、これからもマイナンバーカードを普及していく上で、何か取り組まれることがあるのかどうかお聞きします。

○委員長（原田周一） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 今現在、普及促進というということで、マイナンバーカードの出張受付を農協祭のほうでさせていただいたり、あとは、休日であったり時間外受付のほうも実施させていただいております。

今月の広報にもカラーで紙面を載せていただいたんですけども、そういう効果もあって、かなりの人数の方が申し込んでいただいて、つい先日、12月10日土曜日にも、休日受付のほうを実施させていただいたところですが、来庁された人数というのが24人ほど来ていただいています、そういったところで効果は出ていると思いますので、今後も引き続きそういった対応を取ってまいりたいと思いますし、また何かいい方法があれば、そういったところも検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 本当によくいろいろ考えてやってくださっていると思いますので、いろんなこういう便利なことに使えるということをもっとどんどん言っていただいて、普及していったらいいなと思っています。

以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これで質疑は終了いたします。

直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第54号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第54号、宇治田原町印鑑条例の一部を

改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、議案第57号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更についてということで、この議案書を用いて説明をさせていただきたいと思いません。

提案理由としましては、京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴いまして、規約別表に掲げる組合市町村の名称変更を行うべく組合理約を変更することにつきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

具体的には、別表中の相楽郡広域事務組合を相楽広域行政組合に改めるということでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） 特に質疑はないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第57号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第57号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

その他、委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 当局のほうから、何かございませんでしょうか。青山課長。

○総務課長(青山公紀) それでは、その他ということで消防関係、3点ほどご報告させていただきますと思います。

まず、1点目ですけれども、皆様方いろいろご理解、ご協力いただきまして、女性消防団員の任命式ということで、無事7名の方に入団をいただきまして、あさって、12月14日水曜日、14時からということで、女性消防団員の任命式をさせていただきたいということが1点でございます。

女性消防団員の方については、制服とかそろえさせていただきまして、まずは年明けの出初式等で披露させていただきたいと思います。

それと、この女性消防団員の任命式につきましては、来賓として、議長様、副議長様、総務建設常任委員会委員長様ということでお願いします。あと、消防団長と町長、副町長のほか、消防団の本部役員ということで予定をしております。

続きまして、2点目です。消防団の年末警戒ということで、これにつきましても、12月26日月曜日から29日木曜日ということで予定をしておられまして、今年もコロナ禍というところで規模を縮小して実施ということで考えております。

26日から29日ですけれども、基本的には21時から24時ということで、本部役員と待機していただいております。

なお、26日月曜日には、役場の駐車場で21時から出発式というのをさせていただきたいと思っております。これにつきましては、本部役員と各支部2名ということで出動いただいて、ここから出発式ということでさせていただきたいと、こういうふうを考えておるところでございます。

それで、今年につきましても、各支部の激励等もなしということで考えさせていただいております。

それと、器具庫のほうの待機も、そちらのほうにつきましても今年はなしということで、各支部のほうもここから出発していただいて、1時間程度パトロールを各区内、自治会内をパトロールしていただいて、それで解散と。一応24時まで自宅待機というような形で、今年度も考えておるところでございます。

それと、3点目です。

年が明けて令和5年1月8日の出初式につきまして、10時から住民グラウンドのほうで開催を設定しております。

これにつきましても、コロナ禍等ありますので規模を縮小してということで、町内来賓のみを招待させていただいて挙行したいと考えております。

町内来賓につきましては、町会議員様、区長様、自治功労者の方、それと、歴代の団長、あと、消防団の後方支援隊、禅定寺婦人防火クラブの代表の方、工業団地管理組合の代表の方、それと、工業団地の自衛消防隊の代表の方ということで考えております。

基本的には、一応、分列行進をさせていただく予定ではございますけれども、一斉放水はなしということで、現在考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（原田周一） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時39分

○委員長（原田周一） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

会議を再開する前に、先ほど総務所管分の冒頭でちょっとご挨拶申し上げたんですが、今回、先日の改選で、私、原田が総務建設常任委員会委員長、それから、宇佐美委員が副委員長として運営することになりましたので、ひとつよろしく願いいたします。

委員は、この5名でございますけれども、一応、浅田議長がオブザーバーとして、今後とも出席されますので、当局の皆様方、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

議案第56号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、議案第56号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、新名神高速道路（仮称）宇治田原インターチェンジ付近に建設が予定されている物流施設につきまして、建物等の所在の一部が城陽市域となりますことから、本町水道事業計画を変更し、給水区域の拡張並びに給水人口及び給水量の最大値を時点修正するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第56号の資料、概要を併せてご覧ください。

主な改正内容は、令和3年12月議会で議決いただきました議案第74号のとおり、地方自治法第244の3第3項に基づき、城陽市と協議しました結果、現在の給水区域

に、城陽市奈島池ノ首14番1ほか、インターチェンジ南地区となります、及び14番14ほか、インターチェンジ北地区となります、の2地区を追加します。

給水人口は9,710人から8,930人に変更。前者は宇治田原町第5次まちづくり総合計画当初計画、後者は後期基本計画の推計人口をベースとしております。

また、1日最大給水量を5,760立方メートルから6,110立方メートルへ変更するものです。

給水人口が減少するにもかかわらず、1日最大給水量が増加するのは、新都市創造ゾーンのシビック交流拠点及びものづくり創造拠点における工場等並びに宇治田原インターチェンジ付近の物流施設の水量が増加すると見込んでいるためです。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第56号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第56号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と合わせて、以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました5議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。



ただいま審査いただきました付託議案審査について、また、文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、12月19日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月15日木曜日、午後5時までに議長宛て提出ください。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、まちづくり推進課所管の令和4年度第2回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果について説明を求めます。岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） それでは、私のほうからご報告を申し上げます。

右肩、まちづくり推進課と書いてございます1枚目の資料、裏表1枚物の資料に基づいて、ご覧ください。

本町では、国の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、平成30年度に空家等対策計画を策定いたしまして、同じく法定協議会であります空家等対策協議会を平成30年度に設置したところでございます。

この計画期間が5年間を経過しておりますことから、今年度、この空家対策協議会において、対策規約の改定案を審議しているところでございます。

第2回、11月29日火曜日に開催いたしました第2回の協議会では、改定計画の素案ほかについて協議を行いました。

出席の委員は、全9名中8名でございます。府立大学名誉教授の小澤会長ほか、学識、地域住民、文化団体、法曹、不動産、福祉、建設の専門家、町行政、これも空家特措法に定める例示に基づき、委員を構成させていただいております協議会です。

議題のほうは、こちらに書いてございますように、改定素案とその素案のパブリックコメント、住民意見募集の実施についての内容をご協議いただきました。

下のほうに、改定計画素案の概要をポンチ絵で書いてございます。裏面にも概要は書いてございますが、改定計画の期間は現行計画と同じく5年間とし、令和5年度から令和9年度の計画とする方向で協議を進めております。

左側の下のほうの点線のところ、緑のところは現行計画の主な柱立て、青いところが改定計画素案での柱立てです。基本的に4つあった柱のうち、所有者による管理の促進、あるいは空家の活用促進、相談体制の充実というところは、この間の成果、課題を踏まえ、さらに拡充をしていく方向で、3つの柱として位置づけております。

特定空家、いわゆる危険な空家に対して、法律に基づく行政手続を含む措置のルール化というものは、この5年間の中できちんとしたマニュアルというものを策定いたしま

したので、これに基づき、今後適切な対応をしてまいります。

右側四角のところに、その3つの柱ごとの施策の展開を示しているところでございます。

裏面をご覧ください。

会議結果でございますけれども、先ほど説明させていただきました改定計画素案の基本的な考え方、それから、今後の取組の方向性と施策展開をご承認いただきました。

また、当日の意見の中で、例えば民法の改正が行われる今後の改正内容でありますとか重視すべき内容ということにつきまして、さらなるご意見を頂戴いたしましたので、再度、協議会委員に修正内容を確認した上で、パブリックコメントに臨むこととされました。

パブリックコメントについてなんですが、この協議会での修正確認、現在、委員さんのほうに確認を依頼しているところでございますけれども、同じく当課で策定を進めております公共交通計画、こちらのほうと併せまして、本町のパブリックコメントの実施要綱に定める1カ月間程度の期間を設けて、12月下旬からパブリックコメントにかけていきたいというふうに考えております。

意見等の概要、先般の一般質問におきまして、宇佐美副委員長のほうからのご質問に対して当局の見解をお伝えする部分もでございますけれども、委員会のほうでのご意見としては、この5年間着実に取組を実施はしてきたと。ただし、課題も多くあり、その中で多くの成果があったと。

ただ、所有者へのアプローチのさらなる工夫ですとか、より細やかな単位で地域に周知する努力が重要でありますこととか、先ほども申しあげました2024年4月から始まる相続登記の義務化等の民法の改正内容、こういったものをきちんと盛り込むことが必要でありますとか、空家を活用して移住・定住者が活躍する場づくりというものを位置づけておりますが、空家の活用に限ることだけではなくて、現に動き出している、例えば、先日のくつわ池のマルシェなんかは、本町がこれまで進めてきた空家対策を含めた、移住者の方が主体となって企画をされたイベントです。そういった自主的な取組と連携し、それを支援するようなPR、そういったことも必要であると、そういうご意見をいただきました。

今後の予定でございますけれども、ここに書いてございますとおりです。先ほど説明させていただきましたように、各委員に確認の上、改定素案を固めまして、住民意見募集をかけさせていただきたいと思っております。

その結果を踏まえた協議を、第3回として、来年2月頃に協議会を開催。

協議会として計画案を決定していただいた折には、町のほうに意見とともに具申をいただきたいというふうに考えております。

それを受けて、町として3月に空家等対策計画の改定、改定計画を決定してまいり、そのようなスケジュールでございます。

一番下の方向性のほうは、前ページで申し上げました方向性を文章にしたものでしますのでご確認おきください。

以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、新名神高速道路建設事業等の進捗について説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） それでは、お手元資料、新名神高速道路建設事業等の進捗についてということで、A4、1枚、あとは、A3折っているもの2枚があります。こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

まず、この1枚目、2枚目のA3ともに、新名神高速道路宇治田原町域の工事の発注及び進捗状況でございます。

9月に報告いたしましたそれ以降、契約しておりますのが、1枚目のA3の3段目に書いてあります宇治田原トンネルの中の一番下、宇治田原トンネル西工事（その2）、鹿島建設の工事分でございます。

それ以外につきましては現在進捗中ということで、まず、宇治田原第一高架橋（岩山地区）のほうでは、2つ目と3つ目の上部工工事、IHIインフラシステムが現在工事中でございます。

それから、宇治田原第二高架橋（郷之口地区）につきましては、これも一番下になりますか、第二高架橋（PC上部工）工事、大成建設のほうで工事中でございます。

トンネル分につきましては、それぞれ東工事、西工事ともに、現在まだ工事中でございます。

それから、インターチェンジのほうにつきましては、まだ現在工事の進捗については

0%でございます。

あと、土工事ということで、宇治田原工事区（禅定寺、緑苑坂）のほうが、大林組のほうが若干進捗、6.1%まで進捗しております。

それから、一番最後の3枚目になります。

これは京都府の事業でございます。

現在、南バイパス交差点から新庁舎までの間、これまで全部の工事の業者名なり、工事名を書いておったんですけども、今現在進捗中のみにさせていただいて、ちょっと見やすくさせてもらっております。

工期のほうは、来年春頃にはというふうにお聞きしておりますので、現在工事中の分につきまして書かせてもらっております。

特に、舗装工事R、Qあたりが入札されて、鋭意これから最終舗装として、仕上げをされていく予定でございます。

それから、ちょっと資料はないんですけども、宇治田原山手線の先線分、庁舎から工業団地までの間については、これも同じように測量、試験費等の発注で、今現在工事中でございます。

それから、先日トンネル工事、ここの宇治田原山手の跨道橋の分の橋のところ、両小学校の4年生における見学会というのがございました。このイベントについては、マスコミのほうに取り上げていただきまして、非常に子どもたちにも興味深いものであったというふうに聞いております。こうした道路の事業も、地域の方々の協力を得てやっておりますので、京都府もそういった形で取り組んでいただくことに感謝したいと思います。

事業の進捗については、以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 今、進捗状況を聞いたんですけども、それに関連して、宇治田原第二高架橋の工事の関係ですけども、幾つか近隣住民の方から要望なりお願いなりを聞いておりますので、3点ちょっとお伺いします。

まず1点目ですが、粉じん問題です。

ご存じのトンネル工事に際しては、今、何台もの車が掘削した土砂を運び出しているんですけども、それが原因だと思うんですけども、確かに既に散水車等で手当てされておるところなんですけれども、まだまだ不十分で、近隣の方に聞いてみると、自家

用車なんかは1日経てば洗車が必要だと。

特に、普段もそうなんですけれども、工事のなされていない特に土・日がひどいと。工事がされているときには、散水車も走っているんですけれども、ただそれが多分残っていると思うんですけれども、それが舞い上がるというふうなことなんですけれども、その辺りどうなんでしょうか。

ネクスコのほうに言っていたらどうかは。

○委員長（原田周一） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 11月頃の郷之口対策協議会のほうからそういったご指摘があったことで、ネクスコのほうから掃除についてはするというふうに聞いておりますし、今おっしゃられた例えば土・日の散水の対策等については、また改めてネクスコのほうにも申し上げたいと思います。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） そういうことも要望ありますので、ぜひまた、善処していただけたらと思います。

それから、2点目なんですけど、騒音問題、環境問題ですけど、騒音の予測値に基づいて、今、防音柵が設置されようとしておりますが、やっぱり心配されているのは、実際完成してからの後、トラックとか自動車が通った場合、基準値を超える可能性もあるんじゃないかと、そういうふうに心配されております。

どのような対策を取られているのか、あるいは取っていただいているのか。特に、出入口がトンネルになっているので、その出入りのところで大きな音が鳴るので、橋の直下だけじゃなくて、それにもうちょっと遠くの方も直接音ですので聞こえてくるんじゃないかと。その辺りの、周辺の住民の方は心配されておりますが、今後のことになるんですけれども、その辺りの環境問題についてはどのような対応をされているのか。

○委員長（原田周一） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） それにつきましても、以前から郷之口の対策協議会の中で、ご議論いただいていたことかと思えます。

先ほど、ご心配されております騒音といいますか、供用開始後の車の例えば音、それにつきましても予測値の中でありまして、その騒音レベルを予測した中で、いわゆる防音壁等の対策をされるというふうに聞いておりますし、今後、例えば供用開始後の測定等につきましても、また、ネクスコのほうで何かあれば対応するというふうには聞いておりますが、特段、今の段階で予測値を超えると、例えば突発的な事故等は別だ

と思うんですけれども、通常の走行でということでは懸念はされておると思うんですが、今、計画上はそこは恐らく大丈夫だというふうに思いますが、町としても、その辺り、定期的に測ることであるとかいうふうについては、また、対策協議会と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 私も対策協議会に出ている関係で、そういうことよく分かっているんですけれども、今後ともまた、その他慎重にお願いしたいと思います。

最後、3点目ですが、橋の直下の方の住民等から聞いているんですけれども、それと営農集団等の関係もあるんですけれども、仮に重大な事故が起こった場合に、落下物のことが心配されております。

確かに見てみて、出来上がってくると真上なんで、仮に大きな事故が起こったり、大きなトラックも通るといふふうに聞いていますが、命に関わることなんで、より高い柵という要望もあるんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（原田周一） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 今の段階で、たしか防音壁の高さプラスそういった柵の用意もされているというふうにはおりますが、よりという意味ではその辺りも基準値等がございますので、住民さんのほうと対面される対策協議会の中でもご議論いただいているかと思っておりますけれども、ネクスコのほうにもいま一度確認はいたしますが、恐らく、それ以上ということとはなかなか難しいかと思っております。

ただ、事故があった場合の懸念とか住民さんのご心配がございますので、その辺りがどの程度で対策できるのかということは、確認しておきたいと思っております。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 私も、営農集団とか、この対策協議会も出ているので、ネクスコとも話はしているんですけれども、特に住民さんがおられるところとか、あるいは、営農集団が通るその道の際とか、全体的には無理だとしても部分的にもそういう対策ができないのかという声も聞いておりますので、そういうことも合わせて、また要望というか、お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（原田周一） ほかに。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 1点だけ、常日頃からこの進捗状況を出してもらおうようになって、いつも懸念しているんですけれども、宇治田原インターチェンジのほうの進捗率がずっ

と0%のままということなんですけれども、何か原因というのは。既存施設の移転のほうが進んでいないとか、そういうふうな原因なんですか。

○委員長（原田周一） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） おっしゃるとおりです。インターチェンジ周辺での移転等が、現在鋭意やっただいておりますので、それも間もなく移転いただけると聞いております。

発注の時期といわゆるその補償物件としての移転等に差異が生じているので、こういった現象が起きているんですけれども、実際には、もう移転のほうは今着々と奥山田のほうにさせていただけるというふうに聞いております。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） そうしたならば、令和6年度の開通には間に合うということで、インターだけ接続しないで、高速だけ開通するようなことはあり得へんということでいいですよ。

○委員長（原田周一） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） そのようなことがないように、努力いただいているというふうに認識しております。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 今後も逐次報告のほういただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（原田周一） ほかにございませんですか。

私から、ちょっと1点お願いなんですけど、今回、総務建設常任委員会のメンバーが新しくなりましたんで、先ほどから出ていますその新名神、以前、特別委員会があったんですけど、今はございませんので、先ほど理事からの説明で、小学生のトンネルとか山手線の見学会、大変好評やったという記事が出たとありました。

そこで、お願いなんですけれども、近いうちに一度この工事現場の視察、トンネル含めて、ちょっと時期についてはまた調整させていただきますけれども、お願いできないかなという申入れなんですけれども、どうでしょうか。星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 工事の見学会、視察会といいますか、それにつきましても、誠に重要なことだと考えておりますし、ネクスコのほうと調整させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（原田周一） よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて、まちづくり推進課所管の質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の国道307号（城山大橋東詰）送水管漏水事故について、説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、国道307号（城山大橋東詰）送水管漏水事故についてご説明申し上げます。

令和4年11月19日土曜日、午前4時40分頃発生。午前6時頃現地確認いたしました。

国道307号城山大橋東詰（岩山地内）で発生しました立川浄水場系送水管漏水事故では、皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけしましたが、住民の皆様の節水等のご協力、協力業者、日本水道協会京都府支部の構成市の支援などによりまして、被害や影響を最小限とすることができましたことに感謝申し上げます。

今後、この事故の教訓を活かしまして、応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制整備を図ってまいります。

それでは、1番目の概要につきまして、場所は大字岩山小字畠田地内の国道307号城山大橋右岸側となります。

管路は立川浄水場系送水管DCIPφ300で、約800メートルのうちの一部となります。

資料の別添の写真のほうを参考にご覧ください。

原因としましては、城山大橋水管橋の取合部継手可とう管の劣化と変位によりまして、漏水が発生しております。

断水につきましては、岩山長山地区、岩山隠谷地区、岩山丸山地区、岩山奥浄戸地区、立川奥田地区、禅定寺地区、合わせまして約290世帯となっております。

なお、断水対象エリアの、緑苑坂には配水池に十分な水があり、節水のご協力などによりまして、また、工業団地は応急給水活動になどによりまして、断水を免れることができっております。

2番目の応急給水等の支援につきましては、日本水道協会京都府支部水道災害相互応



援に関する覚書に基づきまして、支部長の京都市へ給水等の支援を要請いたしました。

京都市、木津川市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市のご協力で、本町の給水車1台を含めまして加圧式給水車7台で給水活動を行っております。

作業としましては、1つ目、長山配水池への給水。2つ目としましては、拠点給水4カ所（長山1カ所、隠谷2カ所、丸山1カ所）。3つ目としまして、工業団地加圧ポンプ場受水池への給水を行っております。

3番目、漏水事故の応急対応等の概要につきましてもありますが、1つ、広報活動等。

迅速で的確な広報活動としまして、これまでの漏水事故時の広報活動の反省に立ちまして、断水前の予告及び復旧周知について、庁内の職員の協力応援によりまして、車両広報、安心安全メールの発信、町ホームページの情報掲載を行いました。

住民の協力としましては、予告広報に応じた住民の節水協力によりまして、断水開始時刻を大幅に遅らせることとともに、断水エリアを最小限に抑制、通水作業等を時間短縮することができております。

2つ目の応急給水につきましては、日本水道協会京都府支部（南部ブロック）の支援を受けております。週休日ではありましたが、各自治体間の連絡を取りにくい状況の中ではありましたが、迅速な支援調整と各市の協力の中で、断水前から給水支援の体制を構築することができております。

工業団地への給水につきましては、週休日で使用水量が少なかったことから、工業団地加圧ポンプ場受水池への7台の加圧式給水車によるピストン給水により、工業団地の断水を防止することができました。

次に、各戸への給水袋の配布につきましては、支援市の協力のもと、断水が想定される一部地域へ断水前に給水袋を配布したことで、断水の事前周知にもつながり、断水に関する問合せ等は少なかったです。

配付しました給水袋の処分につきましては、該当地域へ回覧等によりまして周知いたしました。

3つ目の復旧工事等につきましては、まず、協力業者の支援です。週休日にもかかわらず、また、手持ち工事を抱える中ではありましたが、優先して復旧工事を快諾いただき、技術力のある作業員を配置するなど、複数の施工業者により迅速に復旧工事を行うことができました。

2つ目の丸ですが、日本水道協会京都府支部の管材料調達支援ということで、本町が在庫しておりません大口径の管材料は、京都市と宇治市の協力によりまして、迅速に調

達することができ、早期に修繕工事に着手できたことは、断水時間の大幅な短縮につながりました。

国道307号の復旧についてですが、歩道部の舗装本復旧工事は、11月25日金曜日に完了しております。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 私の地元、禅定寺地区は深夜の断水であったため、住民生活にほぼ影響がなかったので、復旧に携わっていただきました方々に御礼申し上げたいと思います。また、役場の職員の方々も、1軒1軒給水袋を配達してもらって、ありがたく思っております。

今回の漏水事故の原因が、平成元年の施工管の劣化ということですが、町内には同じような管がまだまだあるんですか。

○委員長（原田周一） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 今回、話しました送水管でございますが、平成元年に施工しております。経年はしておりますが、耐用年数は約40年と見込んでいるもので、今回破断した部分は、耐震性を持たせるために変位を吸収する可とう管というものになっています。その部材がゴム製でありますので、その部分が劣化したことと、大きな変位がかかったことによって破断したものと考えております。

このような可とう管を使っているような管路は、ほかにはないと認識しております。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） そうしたら、ほかで今回のような漏水が発生する可能性は少ないということやと思うんですけれども、幸い今回は断水時間が、長かった地区で17時間ということで比較的短いと言っていいか、ちょっと分かりませんが、復旧できたんでありがたかったんですけれども、やっぱり水道が使えないということになると、かなり住民の生活に不便を来しますんで、今後ともこういうことがないようにというても、予測はできないかもしれませんが、気をつけていただけたらと思いますんで、よろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） ほかにございませんですか。今西委員。

○委員（今西利行） 重なる分もあると思うんですけれども、今回は6年前の同様の事故も経験はあり、今報告いただいたように、広報、給水、復旧に対しましては、他の市町

との連携のもと、本当に迅速に対応していただいてご苦労さんでした。

その上で1点お聞きしたいんですが、今もちょっと質問あったんですが、今回、破断した管については、前回破断した管の反対側のものであったと思いますが、今、経年劣化の話もありましたけれども、6年前にそういう事故があったんだから、そのときに同じような管であったんだしたら、点検をしておいたらどうかということが、ほかの方からも聞いておるんですけれども、その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（原田周一） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 今回破断しました可とう管というのは、城山大橋で単独で渡しております水管橋から国道307号の歩道に埋めております送水管との接続部分になります。

水管橋のほうは地上に露出していて、目視等での確認はできますが、この部分は地中の中にございまして、常日頃から目視の点検はできないものとなっています。

本町としましては、水道の管に関しましては、日頃のトレンドグラフ、機械等の表示等を見ながら、漏水の可能性のあるところについては、事前に調査を行いながら、その箇所を特定していくというような作業をしておりますが、今回の場合は、恐らくですが、事前に漏れていたものではなくて、そのとき突然に漏水したと考えられるものですので、事前のちょっと調査で把握することはできなかったということでございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） だから、反対側の部分ですよね。だから、例えば掘り返して、そのときに経年劣化してきたんだから、点検することはできなかったんですか。

○委員長（原田周一） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 結果論からいきますと、その特定の場所で漏水したということになりますが、普段から点検のために管路を掘り返すような点検を行っておりませんし、その場所を特定して掘り返すということはなかなか難しいものだと考えております。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。

そうしたら、普段から、そこも含めてなんですけれども、どういう形で点検というか、点検管理されているんですか。

○委員長（原田周一） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 普段の点検ですが、施設等の点検のときに週1回程度では

ございますが、主な配水池や水管橋について目視の点検を必ず行っております。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 点検していただいているということで、水問題については今回臭い  
の問題もあり、三たびこういうことが起こったので、今後とも十分その辺りは迅速な対  
応もしていただいておりますけれども、適切な対応、あるいは住民に対する説明等々、  
また今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて、上下水道課所管の質疑を  
終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告について、終了いたしま  
す。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項報  
告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手お願いいたします。  
ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから、何かございませんでしょうか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから、ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 事務局のほうから。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いた  
します。

本日は、付託議案5件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたし  
ました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。

第3四半期も終盤に差しかかり、今年度も残すところ3カ月になろうとしています。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないように重ねて要望しておきます。

1月の閉会中の委員会におきましては、第4四半期の執行状況の報告を願う予定といたしております。1月24日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時19分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長                      原   田   周   一